**平成２５年（フ）第３１号**
北海道室蘭市水元町14番６―306号
債務者　柴田　明子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２５年（フ）第８号**
山形県鶴岡市下山添字中通40番地10
債務者　鈴木理沙こと　韓　　文仙
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２５年（フ）第１９号**
福島県河沼郡会津坂下町字四十石322番地10
債務者　牛木　英俊
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２５年（フ）第４７号**
茨城県鉾田市舟木202番地11　舟木ハウス８号室
債務者　柴田　千春
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第７０号**
茨城県水戸市石川１丁目4001番地の２　コーポサンランド１棟201号
債務者　船戸　綾子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第７４号**
茨城県桜川市山口521番地
債務者　横矢　俊明
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第８３号**
茨城県常陸大宮市南町1143番地の３　グランフォレＢ102号
債務者　小泉　　梓（旧姓相田）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第８４号**
茨城県水戸市住吉町267番地の１　シャインメモリー館Ｅ棟202号
債務者　桜井　智美
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第８５号**
茨城県水戸市住吉町267番地の１　シャインメモリー館Ｅ棟202号
債務者　桜井　正道
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第８６号**
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子1012番地５
債務者　鈴木　芳明
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第１１８号**
神奈川県小田原市曽比2175番地の２
債務者　鍵和田康之
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第３７１号**
新潟県燕市吉田幸町３番21号　梨本アパート１、前住所新潟市西蒲区横戸370番地
債務者　田邉　聡子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５５５号**
新潟県五泉市赤海682番地２
債務者　村松サナイ
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１９号**
新潟県新発田市下寺内180番地
債務者　藤野　義和
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２５年（フ）第２０号**
岐阜県大垣市南若森町１丁目167番地　Ｋ’ｓインペリアル102
債務者　山本　秀香（旧姓西脇）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２５年（フ）第５９号**
愛知県一宮市開明字飛山流51番地１　サクセス22―１Ｂ号
債務者　井戸　幸雄
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第１５６１号**
京都府木津川市南加茂台３丁目11番地18
債務者　今井　忠慶
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０６号**
京都市山科区椥辻草海道町25番地12　クローバー椥辻115号
債務者　重富　孝一
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係